

広島県告示第五百三十五号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による講習会として、次の管理美容師資格認定講習会を指定した。

平成二十年六月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 主催者

東京都江東区有明三丁目一番地二五

財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習期間

平成二十年十月六日、二十日及び二十七日並びに平成二十年十一月十日、十七日及び十

二月一日

三 講習会場

広島市中区基町五番四四号 広島商工会議所

四 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時 間 数
公衆衛生学	九時間（三時間）
衛生管理	一八時間（六時間）

（ ）内は通信講習を行う時間数

五 受講料

一万四千元